

E-c-2 別紙(1)

愛知県公安委員会又は愛知県警察本部長が保有する個人情報の訂正請求に対する処分に係る審査基準

法第92条の規定に基づき保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」
 - (1) 訂正請求制度は、法第65条に規定する正確性の確保に関する努力義務を受けて、本人が関与し得る制度として利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるもののため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
 - (2) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。
具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる（過去の一定時点での住所を記録することが利用目的である場合には、転居により住所が変わったとしても訂正する義務はないことになる。）。
 - (3) 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。
- 3 訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。
- 4 訂正請求書の記載に不備がある場合は、訂正をしない旨の決定を行う。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

利用停止請求に関する判断基準（法第100条関係）

法第100条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号及び第2号に該当する違反の事実があると行政機関等の長が認めるときである。その判断は、保有個人情報の利用目的等を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号及び第2号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- 4 利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。
- 5 利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第100条ただし書）。これは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優越するような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でないため、こういった場合に限り、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

E-c-2 別紙(3)

- 6 利用停止請求書の記載に不備がある場合は、利用停止をしない旨の決定を行う。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。